



熊本県公報

第 1 2 3 3 0 号
平成 26 年 7 月 4 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 障害者就業・生活支援センターの住所変更…………… (労働雇用課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱の廃止…………… (農地・農業振興課) 14
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 14

登 載 依 頼

- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 14
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (//) 15
- 個人演説会等の施設の指定…………… (//) 15

正 誤

- 平成 2 5 年 3 月 2 9 日熊本県規則第 6 号 (熊本県広域本部の設置に伴う関係規則の整備に関する規則) 中…………… (人事課) 15

告 示

熊本県告示第 6 8 1 号
 道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 2 6 年 7 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 2 6 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市大字黒川字吉牧西 2 6 0 2 番 1 地先から 同所 2 6 0 2 番 1 地先まで	前	12.4 ～ 13.6	19.9	災害復旧
			後	12.6 ～ 14.6		

2 区域を変更する期日 平成 2 6 年 7 月 4 日

熊本県告示第 6 8 2 号
 道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 2 6 年 7 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 2 6 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市大字黒川字南竹鶴 1607番17地先から 同所 808番31地先まで	前	6.5 ～ 11.3	28.0	災害復旧
			後	11.9 ～ 22.3		

2 区域を変更する期日 平成26年7月4日

熊本県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市大字黒川字南竹鶴 808番28地先から 同所 808番28地先まで	前	9.8 ～ 12.4	10.6	災害復旧
			後	12.4 ～ 14.6		

2 区域を変更する期日 平成26年7月4日

熊本県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町大字猿渡字丸太 4686番1地先から 上益城郡山都町大字猿渡字上鶴 4625番1地先まで	300.0	防交安 (改築に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成26年7月4日

熊本県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社歩	ヘルパーステーション一歩	阿蘇郡小国町大字宮原8番地5	平成26年6月25日	訪問介護

熊本県告示第686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社歩	ヘルパーステーション一歩	阿蘇郡小国町大字宮原8番地5	平成26年6月25日	介護予防訪問介護

熊本県告示第687号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから住所変更の届出があったので、同条第4項の規定より告示する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人菊愛会
- 2 障害者就業・生活支援センターの変更後の住所
熊本県菊池市隈府字南古町469番地10
- 3 変更年月日
平成26年5月29日

熊本県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字岩野字境目 3番5地先から 同所 3番5地先まで	前	11.2 ～ 16.4	72.5	単道改
			後	11.7 ～ 29.1	72.5	

- 2 区域を変更する期日 平成26年7月4日

熊本県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町大字黒川字黒木尾 642番4地先から 同所 642番2地先まで	90.0	防交

- 2 供用を開始する期日 平成26年7月4日

熊本県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡御船町大字水越字七反田 2493番1地先から 同所 2493番1地先まで	41.7	防交 (災害防除)

2 供用を開始する期日 平成26年7月9日

熊本県告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 塩合川（461-1-051）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 藤本川第二-1（461-1-052-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 藤本川第二-2（461-1-052-2）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 大門川（461-1-053）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 佐瀬野川(461-1-054)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 ジンベイ谷川(461-1-055)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 迫谷川(461-1-056)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 上葉木川第一(461-1-057)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 上葉木川第二(461-1-058)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 鎌瀬川(461-1-059)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 1 明神川（461-1-070）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 瀬戸石川第一（461-1-071）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 小淵谷川（461-1-092）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 平谷（461-1-093）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 藤本川第一（461-2-040）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 佐瀬野川第二（461-2-041）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 7 佐瀬野川第三（461-2-042）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地

- 八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 佐瀬野川第四 (461-2-043)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 佐瀬野川第五 (461-2-044)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 佐瀬野川第六 (461-2-045)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 上葉木川第三 (461-2-046)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 上葉木川第四 (461-2-047)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 瀬戸石川第二 (461-2-053)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 与奈久川第一(461-2-054)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 与奈久川第二(461-2-055)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 江利谷川(461-2-056)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町川嶽、田上
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 破木谷川(461-2-072)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 大門(461-1-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 藤本A(461-1-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 佐瀬野-1 (461-1-031-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 佐瀬野-2 (461-1-031-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 佐瀬野-3 (461-1-031-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 佐瀬野-4 (461-1-031-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 佐瀬野-5 (461-1-031-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 佐瀬野-6 (461-1-031-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 破木(A)-1 (461-1-032-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

37 破木(A)-2(461-1-032-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

38 破木(A)-3(461-1-032-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

39 破木(B)-1(461-1-033-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

40 破木(B)-2(461-1-033-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

41 下鎌瀬(B)(461-1-060)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

42 下鎌瀬A-1(461-1-061-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 下鎌瀬 A-2 (461-1-061-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 4 下鎌瀬-1 (461-1-062-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 下鎌瀬-2 (461-1-062-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 上鎌瀬 (461-1-066)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 瀬戸石-1 (461-1-077-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 8 瀬戸石-2 (461-1-077-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 瀬戸石-3 (461-1-077-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 瀬戸石-4 (461-1-077-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 瀬戸石C (461-1-078)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 瀬戸石(B)-1 (461-1-079-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 瀬戸石(B)-2 (461-1-079-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 藤本 (461-2-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 5 藤本B（461-2-016）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 6 藤本C（461-2-017）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 7 葉木A（461-2-018）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 8 葉木（461-2-019）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町葉木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 9 破木C（461-2-020）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 0 破木D（461-2-021）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 下鎌瀬C (461-2-039)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町鎌瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 瀬戸石D (461-2-042)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町川嶽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第692号

熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。
平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱を廃止する要綱
熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱（昭和39年熊本県告示第246号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第693号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成26年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第96条の3第1項」を「第96条の6第1項」に、「第96条の3第2項」を「第96条の6第2項」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,574

その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得

た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284,835

熊本県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成26年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 581
熊本市東区選挙区	50, 222
熊本市西区選挙区	25, 516
熊本市南区選挙区	27, 804
熊本市北区選挙区	30, 792
八代市・八代郡選挙区	39, 559
人吉市選挙区	9, 472
荒尾市選挙区	15, 064
水俣市選挙区	7, 395
玉名市選挙区	18, 808
天草市・天草郡選挙区	26, 732
山鹿市選挙区	15, 323
菊池市選挙区	13, 797
宇土市選挙区	10, 195
上天草市選挙区	8, 468
宇城市選挙区	16, 883
阿蘇市選挙区	7, 774
合志市選挙区	14, 980
下益城郡選挙区	8, 985
玉名郡選挙区	12, 162
鹿本郡選挙区	8, 272
菊池郡選挙区	18, 702
阿蘇郡選挙区	11, 092
上益城郡選挙区	24, 420
葦北郡選挙区	6, 839
球磨郡選挙区	16, 065

熊本県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。
平成26年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
芦北町	芦北町立計石体育館	芦北町大字計石2963番地1
芦北町	芦北町立大野体育館	芦北町大字市野瀬6番地1

正 誤

平成25年3月29日熊本県規則第6号（熊本県広域本部の設置に伴う関係規則の整備に関する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
16	64	八代地域振興局及び天草地域振興局	八代地域振興局、天草地域振興局